

神戸市告示第 514 号

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 2 項の規定に基づき、形質変更時要届出区域の一部の指定を次のとおり解除する。

令和 2 年 10 月 9 日

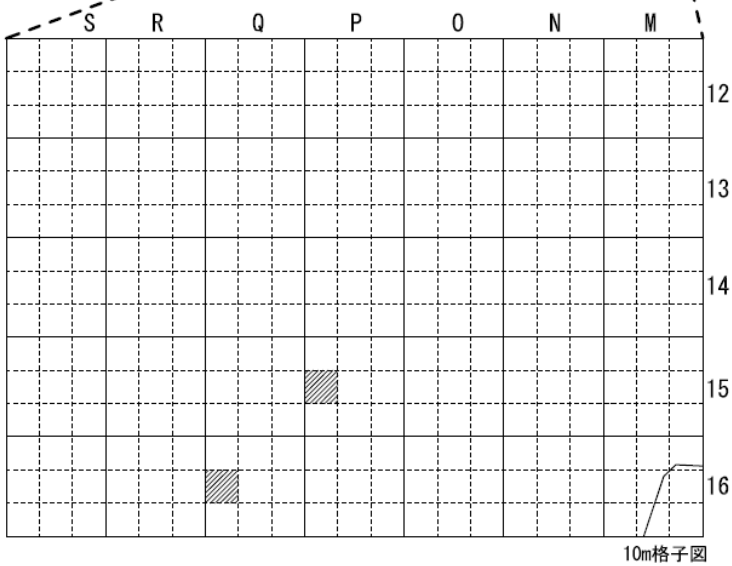
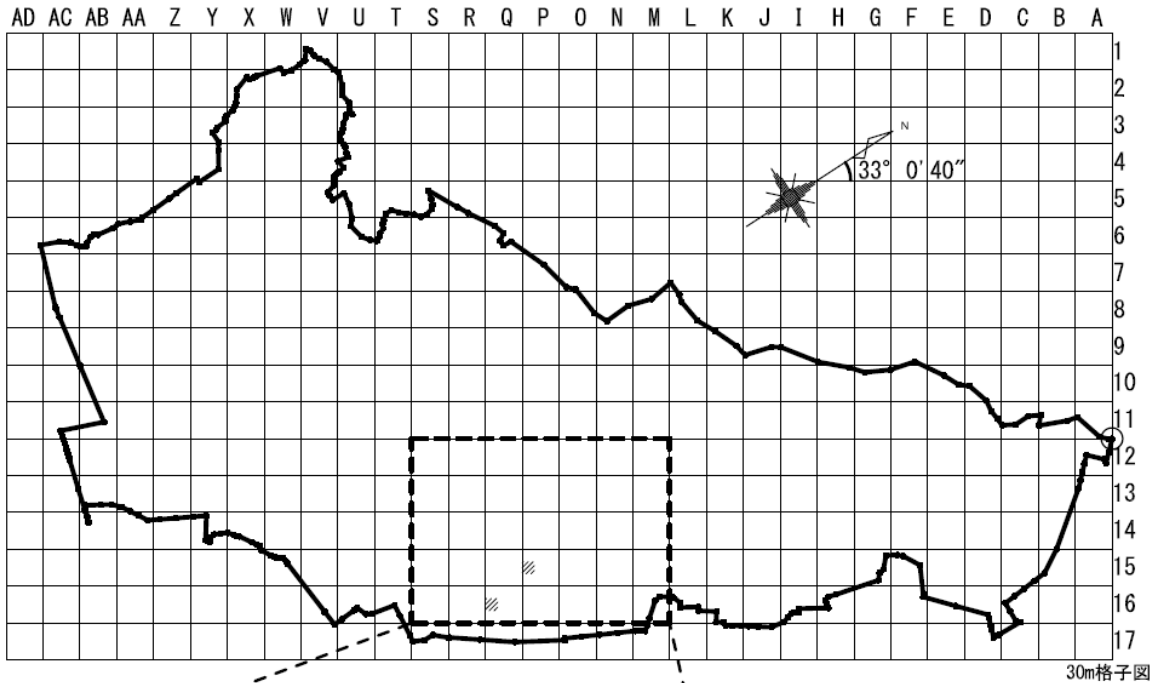
神戸市長 久 元 喜 造

- 1 一部の指定を解除する形質変更時要届出区域  
垂水区下畑町字祭り石 1681 番, 1683 番の各一部 （別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称  
砒素及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
土壤汚染の除去

別図

<起点>  
 起点は、神戸市垂水区桃山台四丁目1209番10の北端地点とする。  
 <格子の回転角度>  
 33° 0' 40"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10mまたは30m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。



【凡例】

- : 起点
- : 敷地境界線
- ▨ : 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域

